

令和元年度

法人本部事業報告書

社会福祉法人 カトリック児童福祉会

## 令和元年度 法人本部 事業報告書

法人本部は、法人の基本理念である「すべての人の幸福のために、特に児童と高齢者のための福祉事業をキリストの精神に基づいて行う」を念頭に置き、老人4施設及び保育園5施設の事業が関係法令に準拠し、支障なく運営されるよう努めてきました。

令和元年度は特に、法人本部事務局のハートケア鶴ヶ谷への移転、社会保険一括適用の本部一元化の実現等、法人本部組織の機能強化・体制強化に努めました。

以下、重点事業の中から次の点について報告します。

### 1. 法人本部組織の機能強化と本部事務局の移転について

特別養護老人ホームハートケア鶴ヶ谷及び関連事業の開設と、金ヶ瀬カトリック保育園の改築及び金ヶ瀬カトリック児童クラブの開設から2年目を迎え、法人の規模は老人ホーム関連が4ヶ所の拠点施設に310名を超える職員数、保育所は5ヶ所で90名を超える職員数となり、法人全体で約400名の職員数（令和2年3月1日現在）を数えるほどに大きくなりました。

令和元年度は、法人の規模拡大に伴い、本部事務局の組織強化を図るため、手狭になっていた役員室と事務室をハートケア鶴ヶ谷5階に移転（令和元年9月2日）し、時代の変化や法人の大規模化に対応していけるよう、本部としての基盤作り・体制作りを努めました。

また、社会保険一括適用の申請が令和2年1月31日付けで承認され、老人ホーム及び保育所の社会保険事務の本部一元化が実現したことから、法人本部事務局と各施設との連携の強化を図りました。

### 2. 法人の運営について

令和元年度も引き続き、社会福祉法人制度改正の柱である「経営組織のガバナンスの強化」・「事業運営の透明性の向上」・「財務規律の強化」・「地域における公的な取り組みを実施する責務」を念頭に置き、法令に基づく適正運営の遵守、経営情報の開示、地域の諸団体との連携、地域の福祉ニーズへの対応等地域における公益的な取り組みを図りました。

#### (1) 理事会・評議員会等について

- ① 理事会8回、評議員会3回（他に書面決議1回）、内部監査1回の開催。
- ② 理事1名の変更、評議員1名の変更、評議員選任・解任委員会の開催1回。
- ③ 理事長打合せ会議12回開催（毎月1回／正副理事長、事務局長、老人ホーム施設長）

#### (2) 定款の変更及び諸規程の改正・整備について

##### 【定款の変更】

- ① 業務執行理事に副理事長を追加、副理事長・常務理事・業務執行理事を必置から任意に変更（令和元年4月25日認可）
- ② 事務所の所在地の変更（令和元年8月23日：評議員会書面決議）

**【諸規程の改正・整備】**

- ① 定款施行細則（R1. 7.22：第3回理事会）
- ② 育児休業、介護休業等に関する規程（R1. 11.27：第5回理事会）
- ③ セクシュアルハラスメントの防止に関する規程（R1. 11.27：第5回理事会）
- ④ 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程（R2. 2.26：第7回理事会）
- ⑤ 文書取扱規程（R2. 3.25：第8回理事会）
- ⑥ 老人施設・保育園関連 就業規則（R1. 11.27：第5回、R2. 3.25：第6回理事会）
- ⑦ 老人施設・保育園関連 給与規程（R1. 10.16：第4回、R2. 3.25：第6回理事会）

**【保育所認可定員の変更】**

- ① 米川聖マリア保育園の認可定員変更  
令和2年4月1日から定員40名を30名に減（R2. 2.26：第7回理事会）

**(3) 会議、研修会等について**

- ① 法人新任職員研修会（H31. 4.17／ハートケア鶴ヶ谷・会議室）
- ② 仙台北税務署より税務調査（R1. 9.19／本部、ハートケア鶴ヶ谷、9.20／暁星園、9.25／パルシア、あけの星荘）、10月15日に仙台北税務署より調査結果の伝達
- ③ 宮城労働局より訪問調査（R1. 10.2／本部）
- ④ 社会保険一括適用に係る老人ホーム及び保育所施設長・担当者会議  
（1回目／R1. 10.25、2回目／R2. 1.15、ハートケア鶴ヶ谷・会議室）
- ⑤ 法人役職員物故者追悼ミサ（R1. 11.18日／ハートケア鶴ヶ谷・聖堂）
- ⑥ 老人ホーム4施設生活相談員連絡会の隔月開催

**(4) 人事関係等本部体制の強化等について**

- ① 本部事務職員の異動（H31年4月1日付け）  
パルシアより本部へ1名、本部より暁星園へ1名
- ② 本部事務局参事（R1年6月1日～）の嘱託職員採用 1名
- ③ 本部事務局派遣職員採用（R2年1月6日～） 1名

**(5) その他**

- ① 顧問弁護士の委託契約に係る相談打合せ（R2年2月21日／小野寺友宏法律事務所）